

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づくマージン率等

株式会社日本プロテック

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づき、当社の労働者派遣の実績、派遣労働者数、派遣先数、派遣料金等の労働者派遣事業の状況に関する情報を公開いたします。

【対象事業年度：2025 年 2 月 1 日～2026 年 1 月 31 日】

1. 派遣労働者の数
5 人
2. 労働者派遣の役務の提供を受けた者(派遣先)の数
2 社
3. 労働者派遣に関する料金の平均額
45,353 円（1 日あたりの料金額/ 8 時間労働として計算）
4. 派遣労働者の賃金の額の平均額
28,529 円（1 日あたりの賃金額/ 8 時間労働として計算）
5. マージン率（派遣料金から派遣労働者の賃金を差し引いた割合）
37.1%
6. キャリアアップに資する教育訓練に関する事項
採用時研修（安全衛生・情報セキュリティ）
年次研修：全社教育（昇進・昇格時研修、階層別研修）、e ラーニング
※全ての教育訓練は「有給」「無償」にて実施
7. その他労働派遣事業の業務に関し参考となる事項（福利厚生など）
各種社会保険完備、定期健康診断、年次有給休暇制度
8. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別等
労使協定を締結しているか否かの別：締結している
労使協定の対象となる派遣労働者の範囲：全ての派遣労働者
労使協定の有効期間：2026 年 4 月 1 日～2027 年 3 月 31 日

以上